

◇被扶養者申告書の添付書類一覧

○=必須 △=該当者のみ

認定対象者 提出書類	配偶者 (内縁関係は同居のみ)		子・養子		父母・祖父母		孫・兄弟姉妹		義父母	備考 △該当要件
	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居	別居	同居	
扶養状況等申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	扶養申請する場合(当共済組合間の扶養変更時及び継続手続き時は不要)
扶養事実申立書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	扶養手当が支給されない場合(短期組合員は提出不要)
住民票謄本(続柄が記載されたもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人番号を報告している場合、省略可
戸籍謄本	△	○	△	○	△	○	△	○	△	住民票で認定事実発生日及び組合員との続柄が確認できない場合
配偶者の所得を証する書類			△	△					△	配偶者が認定されていない場合 ※同意書提出による所得証明書の省略不可
他の扶養義務者の所得を証する書類					△		△		△	組合員と同じ条件の扶養義務者がいる場合 ※同意書提出による所得証明書の省略不可
仕送りを確認できる書類 (振込伝票控、ATM利用明細書等)						○		○		
国民年金第3号被保険者関係届	△	△								20歳以上60歳未満の配偶者の場合

※父母等夫婦のうちどちらかを認定する場合、夫婦の合算所得で判定するため、夫婦の所得証明書等(年金、事業所得等その他収入を証明する書類)が必要です。
※認定を受けようとする者の同一世帯内に他の扶養義務者がいる場合、それら扶養義務者の所得証明書等(年金、事業所得等その他収入を証明する書類)が必要です。

認定事由 提出書類	婚姻の場合	学生の場合	会社等を退職したとき	任意継続を喪失したとき	雇用保険の受給を終了したとき	恒常的な収入がない者を認定する場合	恒常的な収入のある者を認定するとき又は所得が減少したとき				扶養者変更の場合	重度障害のため就労能力を失っている場合	病弱、負傷のため就労能力を失っている場合	備考 △該当要件
							給与収入	事業収入	年金収入	収入その他				
所得証明書	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	年度内に20歳以上になる場合 ※同意書を提出する場合、省略可
源泉徴収票の写し(直近年の分)	△	△					△				△	△	△	所得証明書の内容が直近年分ではない場合
確定申告書及び収支内訳書の写し	△	△						○		△	△			事業収入がある場合
その他所得を証明する書類	△	△							○	△	△			その他の収入がある場合
年金額を証明する書類(直近の額が分かるもの)	△	△	△	△					○		△	△	△	年金を受給している場合又は受給権が発生する場合
退職証明書又は資格喪失証明書			○											
任意継続資格喪失証明書				○										
雇用証明書又は給与見込証明書	△						○				△			パート、アルバイト等の賃金収入がある場合
雇用保険未加入証明書	△		△											雇用保険未加入の場合
離職票 I、II の写し又は雇用保険受給資格者証写し	△		△	△							△			雇用保険受給予定の場合
雇用保険受給資格者証の写し	△		△	△	○						△			他に収入がない場合で、基本手当日額が3,612円(5,000円)未満の場合
離職票 I、II 又は雇用保険受給資格者証の原本	△		△	△							△			雇用保険を受給しない場合
雇用保険受給に関する申立書	△		△	△							△			雇用保険を受給しない場合
雇用保険受給期間延長通知書の写し	△		△	△							△			雇用保険を受給延長する場合
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)	△		△	△							△			離職票の発行を希望しない場合
事業所の廃業届の写し	△							△			△			事業を廃業したとき
在学証明書		△									△			年度内に23歳以上になる学生や国内居住要件の海外特例要件に該当する場合
障害を証する書類(障害者手帳の写し)											○			
医師の診断書												○		

【添付書類について】

※上記の添付書類のほか特殊な場合にあつては、必要な書類の提出を求めることがあります。
※再認定の場合(認定取り消しから1年以内)は、組合員との続柄を証する書類を省略することができます。
※当組合の組合員同士の扶養者変更の場合は、原則添付書類は不要です。